第二節　特例一時金の額の算定方法

（特例一時金の額の算定方法）

第十二条　平成十三年統合法附則第三十条第二項第一号に規定する特例一時金の額の算定は、この節に別段の定めがある場合を除き、平成三十年改正法施行日の前日における特例年金給付の額又は当該特例年金給付の額の算定の基礎となった平均給与月額（平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十条第一項に規定する平均給与月額をいう。）、旧農林共済組合員期間その他の当該特例年金給付の額の算定に用いた事項を用いて行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる者に係る特例一時金の額の算定は、それぞれ当該各号に定める規定が平成三十年改正法施行日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した特例年金給付の額を用いて行うものとする。

一　平成三十年改正法施行日の前日において特例遺族共済年金の受給権を有している者　平成三十年改正前平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十七条第二項並びに平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項本文、第二項本文、第三項本文、第四項前段、第五項及び第六項並びに第五十二条（第五号に係る部分に限る。）

二　平成三十年改正法施行日の前日において特例退職年金又は特例減額退職年金の受給権を有している者　平成三十年改正前平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第四項

三　平成三十年改正法施行日の前日において特例遺族年金の受給権を有している者　平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（次号において「廃止前旧制度農林共済法」という。）第四十七条本文

四　平成三十年改正法施行日の前日において特例通算遺族年金の受給権を有している者　平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十三条第三項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条及び第六十六条本文

五　平成三十年改正法施行日の前日において特例遺族農林年金の受給権を有している者　平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十一条第一項、第六十三条第二項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十五条の二本文並びに第六十六条第一項本文及び第二項本文

二　特例遺族共済年金又は特例遺族農林年金の受給権者が同一給付事由に基づく他の特例遺族共済年金又は特例遺族農林年金の受給権者の死亡に伴う当該特例遺族共済年金又は特例遺族農林年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

第二節　特例年金給付の請求手続の特例等

（平成十三年統合法の施行の日以後に退職共済年金の受給権を取得した者からの特例退職共済年金の決定の請求）

第十八条　平成十三年統合法附則第三十二条第一項又は第二項の規定により特例退職共済年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　請求者が、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例障害農林年金又は特例遺族農林年金を受けることができるときは、その特例年金給付の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書番号（当該特例年金給付について請求中である場合には、当該特例年金給付の名称及び請求した年月日）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　戸籍抄本

二　廃止前農林共済法の規定による退職共済年金の年金証書の写し